

## 産業構造審議会 商務流通情報分科会 製品安全小委員会 電気用品整合規格検討ワーキンググループ (第5回)-議事要旨

日時:平成27年7月22日(水曜日)10時00分~12時00分

場所:経済産業省別館1階104会議室

出席者

三木座長、青柳委員、梶屋委員、熊田委員、笹子委員、庄子委員、高橋委員、久本委員、藤原委員、三浦委員、山口委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

## 整合規格案の確認について

今回確認する整合規格案(13規格)について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について 別表第12に追加することを各委員に諮ったところ、JIS C 9335-2-53以外は了承され、JIS C 9335-2-53については後日事務局からメール で再度諮ることとなった。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- JIS C 9335シリーズに関連して、IEC 60335シリーズについて、委員より、IEC 60335-1は通則で、IEC 60335-2シリーズは個別規格となっており、2シリーズを適用する際は個別規格単独ではなく通則と併読しなければならないという補足のコメントがあった。
- JIS C 9335-2-53の表示について、委員より、アルコールを摂取した方は使用しないなどの一般的な注意表示は、技術基準省令の第何条に該当するのかとの質問があり、第5条で使用者等を考慮した安全設計を求めており、当該JISでは7.12項に規定されている旨回答した。
- 同規格の使用者等の考慮について、委員より、子供、高齢者、妊婦などは、どのように考慮されているのかとの質問があり、他の委員より 監督又は指示がない状態の子供は当該JISの適用範囲から除かれている旨コメントがあったが、事務局で子供以外の部分も含めて確認後、 メールで委員の皆様にお諮りする旨回答した。
- JIS C 9335-2-59の適用範囲について、委員より、電気柵が当該規格の適用範囲に含まれるかとの質問があり、電気さく用電源装置が別に 規定されている旨回答した。
- 同規格の適用範囲について、委員より、ラケット型で八工などを駆除するものが当該規格の適用範囲に含まれるかとの質問があり、当該規格の適用範囲は主に軒下など屋外で使用される固定式の電撃殺虫器である旨回答した。
- J55014-1の適用範囲について、委員より、電動工具とは具体的にどんなものを指すのかとの質問があり、工事現場やDIYなどで使用される電動ドライバーなどでコンセントに接続して使うものである旨回答した。
- J55011及びJ55014-1の審査基準との整合性チェックリストについて、委員より、該当せずにチェックして該当せずとしても問題ない旨解説するのではなく、満足とした上でなぜ満足とできるかの理由を解説した方が良い旨コメントがあり、資料を修正することとした。
- JIS C 9335-2-29及びJIS C 9335-2-83の第十四条について、事務局より、30.2.2項を削除する等の修正を提案し了承された。

関連リンク

製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループの開催状況

お問合せ先

商務流通保安グループ 製品安全課

電話: 03-3501-4707

FAX: 03-3501-6201

最終更新日:2015年7月23日